

ニューヨーク州におけるマスク等の規制の改定について

5月19日から、ニューヨーク州においてワクチン接種者に対するマスクの着用及びソーシャル・ディスタンスの取り扱いが変更となります。

17日、クオモ・ニューヨーク州知事は、19日（水）から、ワクチン接種者に対するマスクの着用及びソーシャル・ディスタンスについて、CDCの「ワクチン接種完了者に対する公的保健の暫定的勧告(Interim Public Health Recommendations for Fully Vaccinated People)」を採用する旨を発表し、マスク及び施設等に人が集まる場合のルールについて以下のとおり改定しました。

これにより、連邦・州・地方における法令や規則、ローカルビジネスや職場におけるガイドランスで要求される場合を除き、ワクチン接種完了者については、マスクの着用及び6フィートの距離の確保が不要となりました。

ただし、幼稚園から12歳までの学校、公共交通機関、ホームレスシェルター、矯正施設、高齢者施設、医療機関などでは、更に多くのニューヨーク州民が完全にワクチンを接種するまで、州の既存のガイドラインに従いマスク着用が必要です。

(注)「ワクチン接種完了者」とは

- ・2回接種型ワクチンの2回目を接種後、2週間が経過している者（ファイザー、モデルナ）
- ・1回接種型ワクチンを接種後、2週間が経過している者（ジョンソン&ジョンソン）

○ビジネスでのマスクに関するルール

多くの環境ではワクチン接種完了者はマスクの着用を求められないが、ワクチンを接種していない人は、公共の場においてマスクを着用しなければならない。また、CDCのガイドランスに沿って、企業がその施設内においてマスクの着用を求めることを許可する。

州保健省は、個人のワクチン接種状況が不明な屋内環境においては、マスクの着用を強く推奨する。

このルールは、小売業、飲食業、オフィス、ジムやフィットネスセンター、アミューズメントや家族向け娯楽施設、ヘアサロン、理髪店、その他のパーソナルケアサービスなど、あらゆる商業施設に適用される。

○ビジネスの収容人数のルール

現在、定められている定員は、19日に撤廃される。CDCは、ワクチン接種完了者についてソーシャル・ディスタンスを保つ必要はないと勧告していることから、事業者は、施設内または施設内の指定された場所にいるすべての利用者が完全なワクチン接種を受けている

ことを証明する場合に限り、ソーシャル・ディスタンスの6フィートをなくし、収容人数を増やすことができる。ワクチン接種を完了していることの証明は、紙の書式、デジタルアプリケーション、または州のエクセシオール・パスによって利用者が提供する。

ワクチンの接種状況が不明な場所や、完全なワクチン接種の証明を提示しない利用者に対しては、更に多くのニューヨーク州民が完全にワクチンを接種するまで、6フィートのソーシャル・ディスタンスをとることが求められる。

○小規模イベント及び大規模イベントのルール

屋内で250人、屋外で500人という州の社交場制限以下のイベントの場合、マスク着用と収容人数に関する改正ルールを適用することができる。州保健省は、ワクチン接種の有無が不明な屋内環境ではマスクの着用を強く推奨する。また、すべての参加者が完全なワクチン接種の証明書を提示しない限り、参加者は6フィートのソーシャル・ディスタンスをとる必要がある。ワクチン接種を完了していない人はマスクを着用する。

州の社交場制限を超える大規模なイベントの場合、以下の制限が科される。

- ・ワクチン接種を完了していない参加者およびワクチン接種の有無が不明な参加者は、指定された場所で6フィート（約1.6m）の間隔を空ける必要がある。屋内イベントでは、着席して飲食している間を除き、マスクの着用が義務付けられる。
- ・ワクチン接種を完了している参加者は、ワクチン接種を完了している人のみに指定された場所では、6フィートの間隔を設けることなく、定員の100%の人数で直接隣り合って配置することができる。マスクの着用は任意。なお、会場では、ワクチン接種の状況を確認する必要がある。
- ・12歳未満でまだワクチンを接種できない子供、16歳未満でまだワクチンを接種できない子供は、ワクチン接種を完了した大人と一緒に、ワクチン接種を完了した人用のエリアに着席することができる。
- ・完全なワクチン接種の状態を証明するものは、参加者が紙のフォーム、デジタルアプリケーション、または州のエクセルシオールパスによって提供する。

大規模イベントの場合、4歳以上の参加者がワクチンを接種していない場合、州の社交場制限を超える屋内イベントでは、最近のCOVID-19検査結果が陰性であることの証明が引き続き必要となるが、屋外イベントでは任意となる。

ニューヨーク州発表

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-new-york-state-adopt-new-cdc-guidance-mask-use-and-social-distancing>

CDC の勧告

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/fully-vaccinated-guidance.html>

NY州のガイドライン詳細

<https://forward.ny.gov/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#)、 18th Floor、 New York、 NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>